

# ペナン華人商業会議所の設立（1903年）とその背景

——前国民国家期における越境する人々と国家との関係——

しの  
篠 ざき  
か 香 おり  
織

はじめに

- I. ペナン華人商業会議所の国家に対する自律的側面
- II. ペナンで生じた問題を持ち込む公権力——海峡植民地政府——
- III. 中国で生じた問題と中国に持ち越された問題の持ち込み先——清朝商部と中国国内の商業会議所——  
結論

はじめに

脱植民地期・国民国家形成期の東南アジアでは、異質な人々を包摂／排除する過程が進行した。「原住民」を自称し、その土地における正当な権利の保持者であることを主張した人々からは、華人も異質な存在とみなされることが多かった。華人は独自の文化を維持していたうえ、清朝政府や中華民国政府などの外部権力を後ろ盾に身の安全を確保し、地位向上を図ったとみなされ、異質性や外来者性が特に強調されやすかった。

20世紀初頭の東南アジアでは、華人商業会議所（Chinese Chamber of Commerce）<sup>(注1)</sup>が各地に設立された。このことを華人と中国の公権力との関係強化を示す事例として重視する場合も多い。マレーシアおよびシンガポールの歴史の文脈では、清朝政府が当該地の華人を動員して華人商業会議所を設立したとされ、華人商業会

議所は清朝という国家の産物であり、その下に組織された華人は中国の一部としてとらえられてきた [Heng 1988, 18-26; Yong 1992, 61-70; 可児・游 1995, 161-164; 金子 2001, 41-42; 田中 2002, 32-35]。

1903年6月に設立されたペナン華人商業会議所（Penang Chinese Chamber of Commerce: 檳城華人商務局）も、同様にとらえられている。莊（1989）は、同会議所は1905年12月にペナンを訪れた清朝政府の使節チャン・ピーシー（Chang Pi Shi：張弼士）<sup>(注2)</sup>の勧めに応じて清朝政府の商部に組み込まれたとし、同会議所の設立と清朝政府への組込みを、清朝政府の意図——国内開発のための在外華人資本の動員と、在外華人の支持獲得競争における保皇派および革命派に対する対応策——によって説明する。

清朝との関係を重視する莊に対して、鄭（1978）や陳劍虹（2003）は、ペナン華人商業会議所が清朝政府と海峡植民地政府という2つの国家との関係を重視していたことを指摘している。だが2人はこれについてそれ以上踏み込まず、中国国外の華人商業会議所および華人社会に関する従来の議論の検討や、新たな視点の提示を試みているわけではない。

本論は鄭や陳劍虹の指摘を踏まえたうえで、ペナン華人商業会議所と国家との関係をとらえ

直し、華人商業会議所を中国の公権力の産物とみなし華人を中国の一部として論じてきた従来の議論を、批判的に検討するものである。ペナン華人商業会議所が国家に対して自律的な存在であったことを示した上で、同会議所と2つの国家——清朝政府と海峡植民地政府——との関係を読み込んでいく。そこで得た結論を、国民国家システム以前の時代における、越境する人々と国家との関係構築に関する一考察として提示する。

越境する人々に関する研究の中でも、その帰属意識というテーマは多くの論者を惹き付けてきた。華人に関しては、特に東南アジアにおいて、中国国民としての「華僑」から居留国の国民としての「華人」への帰属意識の変遷が、基本命題と化している [Cushman and Wang 1988; Heng 1988; 崔 1990; 可児・游 1995; 原 2001; 金子 2001; 李 2001; 陳 2001; 田中 2002]。本論はこれに対して、ペナン華人商業会議所は「華僑」的側面も「華人」的側面も併せ持っていたことを示し、「華僑から華人へ」という議論の前提そのものに再考を迫る<sup>(注3)</sup>。本論では、中国系の人々を国籍や帰属意識に基づいて区別することはせず、全て華人と表記する。先行研究の引用等で、居留国の国民として生きる意志を強調する必要がある場合は、「華人」と括弧付きで表記する。

国民国家は個の解放を実現するはずの枠組みだったが、今日では個を抑圧する主体として強調されることが多い。権力と個の関係性を大きく規定している国民国家システムに代わる新たな秩序が模索されている。国家の枠にとらわれず越境する人々の生き方に、新たな秩序のあり方を見出そうとする試みもある [Cohen 1997; 陳

天璽 2001]。

ペナン華人商業会議所の会員も、ペナンを拠点に中国やスマトラ、ビルマ、南タイで事業を展開する越境する人々であった。だが彼らは、19世紀の東南アジアにおける華人事業家に関する研究 [Godley 1981; Trocki 1990; Cushman 1991; Butcher and Dick 1993; Wu 2003] が明らかにしてきたように、事業を展開する地域を管轄する公権力とフォーマル／インフォーマルな関係を築くことによって事業展開を可能にしたのであり、国家と無関係な存在ではなかった。本論では、国家とは別の論理の中で生きていたというより、国家の論理に則して積極的に国家と関わり、国家のあり方に影響を及ぼそうとした越境する人々の事例を、ペナン華人商業会議所を通じて提示する。また19世紀の東南アジアにおける華人事業家に関する研究は、事業家個人と国家との関係に着目してきたが、本論はペナン華人商業会議所と国家との関係はそれとは異なるものだったと考える。それを示すために、ペナンの華人は、ペナン華人商業会議所を通じて国家を構成する社会の一員として認知され、国家のあり方に公的に発言しうる集団としての地位を確立し、国家や社会の構成員と関係性を構築しようとしたことを論証する。その際、ペナンの華人の発想は、今日の国民国家システムではあまり受け入れられないものであることに留意したい。

これらの点を念頭に置き、以下のように議論を展開する。まず第Ⅰ節でペナン華人商業会議所の設立会議の過程を追い、同会議所が清朝政府と海峡植民地政府双方に対して自律的な側面を持っていたことを示す。第Ⅱ節と第Ⅲ節では、同会議所と2つの国家、すなわち清朝政府と海

海峡植民地政府との関係を論じる。第Ⅱ節では、同会議所の会則と1903年のアチエ貿易問題を通じて、同会議所と海峡植民地政府との関係を論じる。第Ⅲ節では、同会議所が1907年1月に華語名称を「檳城華人商務局」から「檳榔嶼中華商務総会」に変更し、清朝の商部に登録した背景を考察し、同会議所と清朝政府との関係を論じる。依拠する資料は、イギリス植民地省記録文書CO273 (*Straits Settlements Original Correspondence*)、『叻報』<sup>(注4)</sup>、『檳城新報』<sup>(注5)</sup>、*Straits Echo*<sup>(注6)</sup>、海峡植民地の『破産条例年次報告』(Report on the Working of "The Bankruptcy Ordinance 1888")などである。

## I ペナン華人商業会議所の国家に対する自律的側面

### 1. 商取引の相互管理・監視の自発的提案

ペナン華人商業会議所の設立会議は、商人、鉱山経営者、貿易商を迎え、1903年6月27日に平章公館 (Chinese Town Hall)<sup>(注7)</sup>で開かれた [SE 1903. 6. 27; 6.29; PG 1903. 6. 29; 『檳城新報』1903. 6. 30]。会議を招集したのはヨー・パイ・クタット (経歴は表1を参照) であった。ヨーは、華人の間で一般的な商業慣行を観察した結果、改善すべき多くの欠点があることに気付き、それをペナンの主要な商人に認識してもらうために会議を招集したと述べた [SE 1903. 6. 29]。

ヨーは以下の2つの「悪しき慣行」を指摘した。ひとつは、代金の一部を銅貨で支払うことで信用取引が成立する商業慣行であった。ほとんどの企業は銅貨の受取りを拒否していたが、銅貨分の金額は後日支払われることとし、信用取引を成立させていた。このとき、買い手側の

記録では取引は支払い済みとして処理された。通常、銅貨での支払いは代金の2～3割を占め、未払い分の清算は数カ月遅れ、膨大な未払い金を抱える企業もあった。買い手側の記録では清算が終了しているため、未払い分が踏み倒されることもあった。

もうひとつの「悪しき慣行」は、帳簿を監査する機関や制度がなく、帳簿が商取引の証拠たり得ないことがわかった。そのひとつが、貸方帳簿 (credit book) の問題であった。買い手が商品を信用取引で求める際、買い手は貸方帳簿を売り手に送り、売り手はそれに取引の内容を記載し、商品と共に買い手に送り返した。貸方帳簿は買い手が保管することになるため、買い手は帳簿を破棄するなどして取引の証拠を隠滅し、支払いを踏み倒すことができた。また、貸方帳簿とコインの裏表の関係にあるような問題として、支払い帳簿 (payment book) の問題があった。売り手が買い手から支払い代金を受け取った際、売り手の支払い帳簿にそれが記載された。だが、売り手は帳簿を破棄するなどして支払い済みの事実を隠滅し、買い手に再度支払いを迫る事態が発生し得た。

ヨーは、「香港とマニラにはすでに華人の商業会議所がある。ヨーロッパ人も世界中の植民地に商業会議所を持っている。ペナンの華人はどうして遅れをとることができようか」<sup>(注8)</sup>と述べ、「悪しき慣行」の克服のため、華人の商業取引を管理・監視する商業会議所の設立を呼びかけた。この提案は満場一致の賛同を得て、ペナン華人商業会議所が設立されることとなつた [SE 1903.6.27]。

設立会議の議論から分かるることは、ペナン華人商業会議所はペナンの華人がペナンで抱える

問題を解決するために設立されたということである。ヨーは「ペナンは小島にすぎないが、その交易は無限だ。現地のヨーロッパ人企業、スマトラ、シャム領マレー諸国、連合マレー諸国（Federated Malay States）<sup>(注9)</sup>などと事業を行い、成長しつづけている」と述べており〔SE 1903. 6.29〕、ペナンで事業を行ううえで自らが持つ関係性をペナンの華人のみに限定しているわけではなかった。実際彼は、ヨーロッパ人商人とも多くの取引を行っていた。だがヨーは、様々な関係性の中からある特定の商業慣行を問題とし、それを共有する人々との商取引の管理・監視を急務とした。それがペナンの華人という関係性なのであった<sup>(注10)</sup>。この過程において、中国の公権力がペナンの華人を動員した形跡は何らみられない。またヨーは、自らが抱える問題の解決を清朝政府に持ち込んだわけでもなかった。問題解決のためにペナンの華人の組織化は求められたが、中国の公権力の後ろ盾は必要とされなかった。

## 2. 自前の強制力の希求

「悪しき慣行」の2点目の帳簿管理にまつわる背景は、華人商人と海峡植民地政府との関係を知る上で興味深いものである。華人企業の帳簿管理のずさんさは、海峡植民地の『破産条例年次報告』の中でも繰り返し指摘されていた。破産条例は、債権者あるいは債務者からの陳情を調査し、債務者に弁済能力がないことを認めた後に債務者の破産宣告を行い、植民地政府の管財官に債務者の全ての資産を委ね、債権者との間で債務を処理していく手続きを定めた条例である。管財官は債務処理を行うにあたり、破産者に対して債務を負う人から債権を回収し、債権者への配当に充てようとした。だが華人企

業の場合、帳簿の記録から破産者に対する債務者を特定することは、帳簿の不備により困難を極めていた〔Report 1894; 1896; 1897; 1898; 1901; 1902; 1903〕。破産の危機に直面した華人の多くは、債務超過を示す証拠を隠滅したり、商品や財産を親戚や知人のところに隠したりして、破産法令による処罰や資産接収を免れようとし、その事実を隠蔽するために二重帳簿を作成したり、帳簿を改ざん・破棄したりしていた〔Report 1892; 1897; 1898; 1899; 1902〕。

植民地政府の管財官は債務処理の円滑化を目的とし、全ての取引を正確に記録した帳簿作成の義務化を強く主張していた〔Report 1897〕。管財官は、帳簿を検査し、検査済みの帳簿に公印を押して認可を与え、それを公式な取引の記録とすることも検討していた。だがこうした方法を通じた帳簿管理は、相当の設備と人員を投入しなければ公認の偽造帳簿を作り出す恐れがあり、財政面で非現実的だとされた〔Report 1892〕。植民地政府の目的はあくまでも破産者と取引のあった人物の特定であり、その目的が達成される限り帳簿管理は必須ではなかった。ペナン華人商業会議所が設立された頃の植民地政府は、帳簿管理よりも合資企業の登録義務化に重点を置き、いかなる背景の人物が誰と事業関係にあるかを把握する制度の導入を試みていた〔Report 1892; 1894; 1896; 1897; 1898; 1901; 1902; 1903〕。

『破産条例年次報告』によれば、1892年頃の華人諮詢局（Chinese Advisory Board）<sup>(注11)</sup>も管財官同様、植民地政府による帳簿の管理は詐欺や不誠実な取引を防止するよりむしろそれを助長すると認識していた〔Report 1892〕。これに對して1903年のペナンの華人は、華人が相互に

帳簿管理を監視する枠組みとして、ペナン華人商業会議所を設立した。つまりペナンの華人は、植民地政府の制度を利用するのではなく、独自に帳簿を管理する制度を構築したのであった。帳簿管理の問題は最終的に、1904年11月7日に行われたペナン華人商業会議所の会議で、売り手が貸方帳簿とは別に出荷帳簿をつけることで解決が図られた。売り手は出荷帳簿と貸方帳簿をペナン華人商業会議所の出荷者部に持参し、2つの帳簿を付き合せて割り印をもらい、貸方帳簿を従来通り買い手に渡し、出荷帳簿を売り手自身が保管し、取引の証拠とすることとした〔『檳城新報』1904.11.8〕。

ペナンの華人が独自に帳簿管理の制度を構築したのは、海峡植民地政府の制度不備を補うためというより、植民地政府の制度を利用することへの消極性によるものだった。ペナンの華人は商取引の監視・管理において、植民地政府の干渉を避けようとする傾向があった。それは例えば、1895年の破産条例改正案に対する反応にみられる。

1895年の破産条例改正案は、破産者が裁判所の資産接収命令に応じず財産とともに逃亡するのを防ぐため、逃亡の可能性がある限り、調査終了まで破産者を勾留することを定めようとしたものであった。これに対してペナンの華人は238名が連名で、シンガポールおよびマラッカの華人と合同で陳情書を送り、同条例改正案に反対した。陳情書は、欺瞞的な破産者は資産接収命令の執行を逃れるため、機会があり次第逃亡してしまうとし、破産者の拘束・投獄が不誠実な取引を防止する上でなんら効力も持たないとした。また、事業に失敗した者が破産条例を利用し、債務者を投獄することで債務者に対し

て復讐を図る危険性があるとした〔Petition 1896〕。もしペナンの華人が植民地政府の制度を利用することに積極的で、政策に不備を感じて条例改正に反対しているなら、より有効な代替案を提示するはずである。だがペナンの華人の意志は、「政府は資本家に対する保護を強化するより、個々人の自己責任で事業を行わせるべきだ」というものであった〔Petition 1896〕。

ペナンの華人は、合資企業の登録義務にも反対していた。誰と誰がどう結びつくかは商業の競争を生き抜く重要な戦略の一部であるため、合資企業の登録を「事業の破滅と同義」とした。そして「華人商人の商取引における高潔さと誠実さはイギリス人銀行家も認めるほどなのに、政府は華人をならず者扱いし、身元を確認せずにビジネスを許可するのは安全ではないと言い立てる」と政府を批判した〔SCM 1905.Dec〕。

ペナンの華人の間に起った商業上の問題が、植民地政府の強制力を通じて解決されることも、もちろんあった。だがペナンの華人は、海峡植民地の強制力で自分を縛ることは避けたがっていた。ペナン華人商業会議所は、相手を縛りつつ自分も縛られる強制力のあり方を、自らが決定しうる枠組みでもあった。

## II ペナンで生じた問題を持ち込む 公権力——海峡植民地政府——

### 1. 意思疎通を図るべき公権力

1903年6月27日の会議でペナン華人商業会議所が設立されると、小委員会の委員が任命された。小委員会は7月15日に、シンガポールの海峡植民地総督とペナンの常駐顧問官（Resident Councilor）に対してペナン華人商業会議所の設

立を通知し、結社条例の適用を免除する嘆願書を提出した。8月5日に常駐顧問官から結社条例の適用免除の通知を受け取ると [SE 1903.8.7]、8月11日に設立後最初の会議が開かれた。この会議では、年次委員<sup>(注12)</sup>が選出され（表1）、小委員会が作成した会則案が採択され、小委員会が英語と華語の正式名称を“Penang Chinese Chamber of Commerce”と「檳城華人商務局」に決定したことと、56企業が参加の意を示したことが報告された [SE 1903.8.13]。

すでに陳劍虹（2003）が指摘しているように、ペナン華人商業会議所の会則は中国の商業会議所に倣ったものではなく、ヨーロッパ人に会員資格を限ったペナン商業会議所（Penang Chamber of Commerce）の会則をもとに、ペナンの華人が独自に作成したものであった。中国で商業会議所の会則モデルが公布されたのは、ペナン華人商業会議所設立より半年後の1904年1月であった。また同会議所の設立の発起人であり、会則案を作成した小委員会の委員でもあったヨー・パイックタットは6月の会議で、ペナン商業会議所の会則を検討した結果いくつかの条項は非常に適切だと判断し、華人の事業方式にそぐわない条項は他の条項を取り入れていくと発言していた [SE 1903.6.29]。

ペナン華人商業会議所の会則は、会員資格を「ペナンの商業や農業に利害をもつ商人、仲介・斡旋・販売業者（agent）、貿易商などで、華人（Chinese Race／中国種族）であること」と定めていた。その設立目的は「ペナンにおける商業全般の利益を保護し、商業上の情報収集を行い、商業上の紛争を調停するための仲裁裁判所を設置し、公共の利益に関わる全ての事柄について公権力（public authorities）と意思疎

通を図ること」であった。ここでの「公権力」は、海峡植民地政府を意味した。それは会則第27条に、海峡植民地総督に対してペナン華人商業会議所から海峡植民地の立法参事会（Legislative Council）に議員を推薦する際の手続きを定めていることからみてとれる。

立法参事会は、海峡植民地総督が条例を制定したり予算案を作成したりする時に諮詢を行う機関で、植民地官僚からなる行政参事会（Executive Council）とともに総督を補佐し、行政参事会の官職議員と総督が民間から任命した非官職議員で構成された。各議員は議決権を持ち、予算案を作成する際予算の分配を希望する項目とその根拠を述べ、総督が提出した条例案の修正を要求することができた。ペナン華人商業会議所の会則第27条は、特別全体会議を開いて代表候補者を立て、その中から投票によって選出した代表者を総督に推薦すると定めていた [SE 1903.10.13]。一方、清朝政府との関係構築を定めた条項はない。

1903年当時、ペナンの華人は立法参事会に独自の代表を持たなかった。Straits Echoには1903年11月末から12月にかけて、ペナン商業会議所が立法参事会にペナンのヨーロッパ人代表を送り出しているように、ペナン華人商業会議所も行動を起こし、ペナンの華人代表を送り出すべきだと投書が寄せられた [SE 1903.12.1; 12.5; 12.11]。当時の立法参事会の非官職議員は、ヨーロッパ人6人と華人1人で構成されていた。ペナンの華人は理論上、ペナン代表と華人代表を通じて意思表出し得たが、いずれも自分達の利益を十分反映し得ないと思っていた。ペナン代表は、ペナン商業会議所とペナンのヨーロッパ人コミュニティの推薦に基づき、総督が任命

表1 ベナン華人商業会議所 1903年年次委員

名前と役職	生没年と出生地	教育的背景	植民地での官職
Lim Kek Chuan (林克全) 会長	1858-1907 ペナン	ペナン・フ リー・スク ール (以下PFS)	華人諮詢局 華人諮詢局 華人諮詢局， 治安判事
Leong Lok Hing (梁樂卿) 副会長	1851-1912 広州	アメリカで 教育を受け る	PFS, Doveton College (カルカッタ)
Koh Cheng Sian (郭楨善) 事務局長	1863-? ペナン	—	—
Yeoh Paik Tat (楊碧達) 会計	1874? ペナン	PFS	治安判事
Quah Beng Kee (柯孟祺)	1872-1952 ペナン	PFS, Robert College (カルカッタ)	華人諮詢局， 市政局議員 (1902-18)， 立法參事會議 員 (1926-29), 保良局， District Hospital委員

Goh Boon Keng (吳文景)	1872? ペナン	PFS	—	卒業後、Mercantile Bankで3年間勤いた後、Behn, Meyer and Companyに移る。1896年以降、ペナン、クダー、ブルリス、ペラ、スグリ・シンビラン、スランゴール、南タイなど20箇所で酒類、賭博、アヘンなどの黒薬譲りに從事。ペナンで精米所を経営。錫鉱業にも進出。Straits Echo紙や、KhawグループのPenang Khean Guan Insurance Company Ltd. や Eastern Trading Company, Eastern Smelting Companyなどの理事を務めた。[Lee and Chow 1997, 47]
Ong Hun Chong (王漢宗)	1852-1922 ペナン	ペナンで華語による教育	—	アチエ、ペラ、マレー半島北部などの錫、胡椒、塩などを取り扱っていた父の会社Ban Tin Lum (萬珍南公司)に從事。1907年にPenang Opium and Spirit Farmsに共同出資。シャムのTongkahの潤滑専売權の筆頭株主。父の死後、兄弟と共に事業を受け継ぎ、1908年に唯一の所有者となつた。ペナンのGreen LaneとWestern Roadにココナツプランテーションを所有。Khawグループのアヘン専売シンジケートとEastern Smelting Companyに参加。平章公館の理事。[Lee and Chow 1997, 135]
Goh Say Eng (吳世榮)	1875-1945 ペナン	個人教授で華語・英語を習得	—	父Goh Yu Chai (吳有才) が興した、小麦粉、ビーフン、マッヂ製造に從事するChop Swee Hock (瑞福号) を受け継いだ。革命派を支持し、1906年に設立されたペナン同盟会の創立者であり会長。1910年に「光華日報」を創刊。1910-12年には孫文に対して資金と人員を提供。1912年1月に中国同盟会会議の東南アジア華人代表に選ばれた。[Lee and Chow 1987, 48]
Khaw Joo Tok (許如琢)	1871-1951 ペナン	PFS 治安判事	—	1850年代から1910年代にかけて、南タイで錫鉱山の経営やアヘン専売を通じて一大勢力となつたKhaw一族のうちの一人。1870年代にKhaw Soo Cheang (許潤漳) がペナンでの事業拠点としてKoe Guan & Co (高源) 社を設立。コー・シェュートックは卒業後、Koe Guan & Co.で働きタイに移り、8年後ペナンに戻りKoe Guan & Co.の常務取締役に就任。Koe Guanは1903年に中国から労働者の輸送を開始して以降海運企業として急成長し、ペナンとビルマ、スマトラ、シンガポール、中国との間の航路を網羅。1907年にはクア・ベンキーのBeng Brothersやその他の海運企業とともにEastern Shipping Company (東方船務有限公司) を設立。コー・シェュートックはその後に、マラヤとオーストラリアで操業したTongkah Harbor Tin Dredging Company, 1885年設立のPenang Khean Guan Insurance Company Ltd., 1907年設立のEastern Trading Company Ltd. およびEastern Smelting Company, Ltd.などの理事会メンバーであった。ペナン、クダ一、ペラ、バンゴーク、シンガポールを包括するアヘン専売シンジケートにも参加。平章公館理事。[Lee and Chow 1997, 58-59; Cushman 1991, 56-84]
Chung Thye Phin (鄭太平)	1879-1935 タイビン (ペラ)	St. Xavier's College	連合マレー諸國參事會、ペラ國參事會、治安判事	卒業後、父親 (Chung Keng Kwee・鄭景貴) の事業に参加し、父親が経営していた海記棧を引き継いだ。自身でPing Kee Mining Company(平記錫鉱公司) と商店Ping Kee Chanを設立。ペラのキンタ郡TronohやBatu Tugohなどに錫山を持ち、ヨーロッパ人技術の監督の下、最新の技術を取り入れて採掘。KshawグループのPenang Khean Guan Insurance Company, アヘン専賣シンジケート, Eastern Smelting Company等に参画。各種專賣權を政府から獲得した他、ブランチーションも経営。イギリス政府に考察錫鉱専員に任命された。1921年にペラのスルタンにペラ最後のカビタン・チナに任命された。平章公館やペナン増龍会館の理事。[Lee and Chow 1997, 39-40; 檳州華人大会堂特別編輯委員會 1983, 171]
Lim Seng Hooi (林成輝)	1872-1943 ペナン	華語を学校で、英語を個人教授で習得	華人諮詢局、治安判事、District Hospital委員	父のLim Hua Chiam (林花鍊) は中国药材の交易で財を成したペナンの有力華人。リム・センフイは、父が1883年に設立したCriterion Press (點石齊印字公司) を経営し、1895年に「檳城新報」を、1900年に「Jawi Peranakan News」を、マレー語新聞Challayah Pulau Penang (「ペナン島の光」の意) を、1903年に香港のジャーナリストChesney Duncanを編集者に迎え、Straits Echo をそれぞれ創刊。Criterion Pressは1902年に有限会社となり、リム・センフイは常務取締役に就任。Eastern Trading Companyの理事会メンバー、シンガポールのGreat Eastern Assurance Companyの代理人でもあった。平章公館や広福音、福建公司で理事や理事長を務めた。[Lee and Chow 1997, 114-115; Roff 1972, 5; 檳州華人大会堂特別編輯委員會 1983, 170]

(出所) SE (1903, 8, 13), 鄭 (1978, 77)。

\* その他の委員で経験不明者: Ng Su Sin (伍時信), Oon Boon Tang (溫文旦), Lo Poey Chi (羅培芝), Oh Ah Min (胡亞明), Yaip Yean Khye (葉寅階)。

したヨーロッパ人2名が代表した。ペナン商業会議所は華人の入会を認めておらず、ペナン代表の選定に華人の意志は反映されなかった〔SE 1907.8.29〕。一方の華人代表はシンガポールの華人が任命され、「ペナンの華人の声はシンガポールの華人代表には遠すぎて聞こえないのではないか」との懸念が持たれていた〔SE 1903.11.27〕。

ペナン華人商業会議所は1908年1月31日に植民地大臣に陳情書を送り、ペナンの華人にも立法参事会の非官職議員を認めるよう陳情した。陳情書は、立法参事会の非官職議員数はシンガポールのヨーロッパ人4000人に4人、華人17万5000人に1人、ペナンのヨーロッパ人1300人に2人であり、ペナンの華人10万人が代表を持たないのは不公平だと指摘した。また、会員数わずか36名のペナン商業会議所はその大部分が英國国籍を持たないのに代表が認められている一方で、会員数80名のほとんどが英國国籍を持つペナン華人商業会議所が代表を持たないのはおかしいと訴えた。植民地大臣はペナンの華人の主張に理があるとし、立法参事会の議員構成の変更は目下提起されていないが、そのような機会があり次第、ペナンの華人に代表を認めるよう総督に提言すると回答した〔CO273/336/13662〕。

ペナンの華人は、海峡植民地政府の管轄下にある社会の構成要素として認知を受け、海峡植民地のあり方に対して公的に発言しうる集団の地位を目指した。ペナン華人商業会議所は、すでにその地位にある集団と同等の資格で、国家との関係性を構築・維持するための枠組みでもあった。

## 2. アチエとの胡椒貿易問題

ペナンの華人はペナンで直面した問題を公權

力に持ち込んで解決を図る際、清朝政府ではなく海峡植民地政府を頼りとした。その例として、通貨改革に伴い1903年11月に生じたアチエとの胡椒貿易問題を挙げることができる。

通貨改革は、海峡植民地が銀本位制から金本位制に移行する前段階として、海峡植民地および連合マレー諸国における貨幣の鋳造・流通を、海峡植民地政府の管理下に置くものであった。従来はメキシコ・ドルとイギリス・ドルが海峡植民地の法貨であり、近隣地域でも広く流通していたが、これらを廃貨とし、海峡植民地政府が鋳造した海峡ドルを唯一の法貨とすることになった。1903年9月11日に、海峡植民地および連合マレー諸国からの海峡ドルの持ち出しと、同地域へのメキシコ・ドル、イギリス・ドルの持ち込みを禁じる条例案が可決され、同年10月3日に施行された〔Anthonisz 1913〕。

ペナン華人商業会議所は、同年11月のペグ号差押さえ事件をきっかけとして、この条例を問題視し始めた。ペナンは当時、スマトラやビルマの一次産品をヨーロッパ市場に輸出する中継貿易地点として繁栄していた。アチエとの胡椒貿易はペナンの交易の根幹であり、貿易額は年間200万～300万ドルに達し〔SE 1903.12.10〕、華人商人やムスリム商人が多数これに従事していた。だが当時のアチエには銀行がなく、アチエとの交易は銀貨による現金決済に基づいていた。その用途でメキシコ・ドルとイギリス・ドルで総額4万8000ドルを積載し、11月2日にアチエから戻ったペグ号は、銀貨を差し押さえられ、船員が逮捕された〔ST 1903.11.5〕。

この事件を受けてペナン華人商業会議所の事務局長は、会議招集状を出した。平章公館で行われた会議には多数の華人商人のほか、ムスリ

ム商人も十数人が参加した。まず問題とされたのは、植民地政府の連絡不徹底であった。政府はもっと人目に付く場所に新条例を公示し、船舶運航会社など関係者に通達すべきだったとの指摘が相次いだ。さらに政府に対して、銀貨を没収せず逮捕者を赦免し、遠隔地域に条例を周知させるまで条例施行を2週間延期するよう陳情することを決議した [SE 1903.11.4]。

常駐顧問官代理はペナン華人商業会議所の陳情に対し、ペグ号の持ち込んだ銀貨は再輸出すれば没収を免れると回答した。これを受けペナン華人商業会議所は11月10日に会議を開き、銀貨の持ち主から銀貨の再輸出に対する同意を得て、似たような問題が起こった場合、同様に対処するよう常駐顧問官に要請することを決議した [SE 1903.11.11]。

ペグ号の問題とイギリス・ドル、メキシコ・ドルの海峡植民地への持ち込みという問題は、一応の解決をみた。だが同年10月にオランダ政府もイギリス・ドル、メキシコ・ドルの持ち込みを禁止したことで、新たな問題が浮上した。イギリス・ドル、メキシコ・ドルをオランダ領内に持ち込めばオランダに没収され、海峡ドルを持ち出そうとすれば海峡植民地政府に没収される事態が発生した。オランダ・ギルダーを利用すれば問題は解決したが、海峡植民地では交易の決済に十分な金額のギルダーを調達することは不可能で、銀行のあるオランダ領の都市に行かねばならず、多大な費用と手間を伴うとされた [SE 1903.12.10]。

ペナン華人商業会議所は12月7日に会議を行い、対アチエ貿易における通貨問題について海峡植民地政府がオランダ政府と交渉するよう求め [SE 1903.12.8]、新しい通貨条例を緩和し、海

峡ドルの持出しを100万ドルまで許可するよう陳情した [ST 1903.12.12]。華人商業会議所のメンバーが取締役や理事を務めた *Straits Echo*<sup>(注15)</sup> は、通貨問題によってペナンの交易が衰退すればオランダ領に交易の中心が移り、ペナンの優良企業は次々に倒産し、イギリスが金と血を注いで築いてきた繁栄が無になるとして、海峡植民地政府に事態の調整を求めた [SE 1903.12.10]。100万ドルの持出しはペナン商業会議所が11月18日にすでに陳情しており、それも圧力として大きかったと思われるが、海峡植民地政府は本国の植民地省と交渉し、対アチエ胡椒貿易に関しては金本位制が確立するまで、合計150万ドルまで海峡ドルを持ち出せることとした [CO 273/292/451]。海峡植民地政府は対アチエ胡椒貿易従事者に対して、1904年2月から9月までの間に上限50万ドルの持ち出しを許可し [CO 273/299/7944]、ペナン華人商業会議所にその旨を伝えた [ST 1904.2.10]。

もしペナンの華人が中国の公権力を後ろ盾に問題を解決しようとするなら、通貨改革に伴う問題を駐ペナン清朝副領事や駐シンガポール清朝総領事に持ち込み、清朝政府と海峡植民地政府およびオランダ政府との外交関係を通じて解決することもありえた。だがペナンの華人は、海峡植民地政府の調整力に直接訴えた。その調整力を常に利用し得るよう、海峡植民地政府と日ごろから意思疎通を図っておくことは、非常に重要であった。

### III 中国で生じた問題と中国に持ち越された問題の持ち込み先—清朝商部と中国国内の商業会議所—

すでに見てきたように、ペナン華人商業会議所はペナンで起こる問題に関しては、同会議所内部で処理するか海峡植民地政府の調整力に訴え、清朝政府による調整や保護を必要としなかった。だが同会議所は1907年1月14日（光緒三十二年十二月初一日）に華語名称を「檳城華人商務局」から「檳榔嶼中華商務總會」に変更して清朝の商部に登録し、2月には朝廷から閔防と呼ばれる公印を授かった〔商務官報 1907〕。

これに関して『商務官報』は以下のように伝えている。1905年12月に清朝の使節がペナンを訪れて商会の趣旨を伝えた。リム・ケックチュアンが中心となり、シンガポール華人商業会議所の会則を参考に会則案<sup>(注16)</sup>を作成し、各方言集団の商人を集めてこれを討議し、リムとリヨン・ロックヒンを正副会長に選出した。これによってペナンの華人商人の意思疎通が図れたため、商部への登録と閔防の発行を申請するに至った〔商務官報 1907〕。

『檳城新報』や *Straits Echo* はこれに関して何も報じておらず、なぜペナン華人商業会議所が清朝政府との関係構築に乗り出したかはよく分からぬ。だが同会議所の清朝政府への組込みを、清朝の使節の影響だけで説明するのも不十分であろう。そこで、1906年4月に成立し、同年9月頃商部に登録したシンガポール華人商業会議所 (Singapore Chinese Chamber of Commerce : 新嘉坡中華商務總會)<sup>(注17)</sup> と、1904年2月に成立し、1907年10月に商部に登録したス

ランゴール華人商業会議所 (Selangor Chinese Chamber of Commerce : 雪蘭莪華人商務局) の事例に基づき、ペナン華人商業会議所が清朝政府との関係構築に向かった背景を考察する。

シンガポールの華人は、1905年12月18日に商業会議所設立のための第1回会議を開いた。商業会議所を設立する利点として、方言の枠を超えた団結の達成と、商業上の紛争の仲裁や倒産の回避などのほか、以下のことが指摘された。

商業会議所を設立すれば、中国各地の商業会議所と連携することも可能となる。悪徳商人に騙され、その人物が中国に逃げてしまっても、その人物を捕まえて賠償させるなど様々な便宜を、シンガポールの商業会議所を通じて中国の商業会議所に依頼することもできる。中国には帰国者を狙ったゆすりや詐欺などが久しく存在するが、商業会議所から保護証（護照）<sup>(注18)</sup>を発行してもらい、郷里の商業会議所に連絡することで、帰国した時にその商業会議所から保護を得ることができる。  
(中略) (商業会議所が設立されれば) 商部に直接いろいろと伝えることができ、下意上達が塞がれる心配もない〔『叻報』1905.12.20〕。

この発言によるとシンガポールの華人は、商業会議所を設立して中国各地の商業会議所と結び付き、公権力である商部とも意思疎通のチャネルを構築することで、中国に逃亡した債務者の追及と、中国での安全確保という問題を解消しようとしていたことがうかがえる。同様の内容は、第2回会議の発言においても確認できる〔『叻報』1905.12.27〕。

スランゴール華人商業会議所は、スランゴールの首都クアラ・ルンプールに設立された。これは「ペナン華人商業会議所と同様の方向性」

を志向し [SE 1904.2.10]、その会則をほぼ踏襲していた [MM 1904.3.22]。設立目的には、スランゴール政府の条例を華人大衆に広く伝え、華人大衆とスランゴール政府との橋渡し役を務める華人指導者の負担を軽減することが掲げられた [MM 1904.1.7]。同会議所設立の際、清朝政府が関与した形跡はなく、清朝政府との関係構築も提起されなかった。だが同会議所は1907年10月に華語名称を「華人商務局」から「中華商務総会」に改称し、清朝の商部に登録した〔『檳城新報』1907.10.14〕。商部に登録するにあたり会則が改定され、「事件の調停」を定めた箇所には、紛争処理手続きに関する規定に続いて以下の規定があった。

2. 債務者が債務を残し中国に逃亡した場合、本会の理事に取引の記録を提出し、イギリス人官吏に報告する。本会の理事・副理事はこれを調査し、中国の商業会議所にその件を文書で委託し、中国の地方官に逃亡者の追及を行わせる。
3. 会員は入会して3ヵ月経てば、中国に帰国する時本会より保護証の発給を受け、中国の地方官から保護を得ることができる。
4. 会員やその家族が中国で騙された場合、本会は中国の地方官に公正な対応を要請する。事態が重大であれば、商部に要請し、商部から中国の地方官に会員の保護を命じてもらう〔『檳城新報』1907.10.21〕。

スランゴール華人商業会議所が中国との結びつきを必要としたのは、シンガポール華人商業会議所同様、中国に逃亡した債務者の追及と、中国での安全確保であったことが分かる。つまりシンガポールとスランゴールの華人にとって、中国との関係強化は中国に逃亡した債務者の追

及——マラヤで起きたが中国に持ち越された問題——と、中国での安全確保——中国で起こりうる問題——を解決するための方策だったのである。

この2つの問題の背景を以下に見てみる。まず、中国に逃亡した債務者の追及に関する背景である。これについては、資産接収に応じず逃亡する華人破産者の多さに、その一端を見出すことができる。『破産条例年次報告』には、管財官による債務処理を受けた債務者数、債務処理の前に逃亡した債務者数、およびそれぞれのエスニック集団ごとの内訳<sup>(注19)</sup>が記載されている。1891年から1906年までのそれぞれの人数は、表2の通りである。この表からは、債務者数の大部分が華人債務者であることと、華人債務者の3~4人に1人が破産後の整理を行わず、逃亡していることが分かる。破産した当事者以外に、合資企業の共同出資者が逃亡するというケースも頻繁に起こっていた〔Report 1903〕。破産には至らなかったが、債務者の逃亡に遭った人もいたと思われる。逃亡先は中国であるとは限らないがその可能性は大きく、海峡植民地政府の強制力を中国に及ぼすことは困難であった。英國国籍に帰化したシンガポールの華人が、海峡植民地の最高裁判所で有罪とされ中国に逃亡した債務者を追及するため、中国でイギリスの保護と便宜を受けられるよう1889年に植民地大臣に陳情したことがあった。これに対する回答は、海峡植民地の裁判所の決定は中国で効力を持たず、債務者が英國国籍保持者であれば領事裁判を行うことも可能だが、債務者が英國国籍保持者でない場合、解決の手立てはないというものであった〔CO 273/164/324〕。

次に、中国での安全確保に関する背景である。

表2 海峡植民地管財官による債務処理を受けた債務者数と逃亡者数：1891～1906年（人）

	債務者総数		華人債務者数		逃亡者総数		華人逃亡者数	
	S*	P*	S	P	S	P	S	P
1891	65	11	26	2	19	0	16	0
1892	41	11	23	6	9	0	5	0
1893	29	12	18	5	7	0	6	0
1894	19	13	10	8	4	2	2	2
1895	15	5	11	1	5	1	4	1
1896	36	4	26	2	5	1	5	1
1897	41	15	21	12	1	1	1	1
1898	34	7	20	6	7	4	4	4
1899	41	15	21	8	8	6	6	6
1900	35	3	21	2	0	1	0	1
1901	38	7	22	7	7	5	7	5
1902	34	7	22	4	11	0	8	0
1903	46	10	35	7	10	4	7	3
1904	84	13	62	10	20	7	15	7
1905	92	17	46	15	19	4	12	4
1906	76	15	53	13	10	2	8	2

（出所） Report on the working of “The Bankruptcy Ordinance 1888”, 1891-1906より筆者作成。

\*Sはシンガポールを、Pはペナンをそれぞれ表す。

中国沿岸部では「帰国者＝富裕者」という認識が1840年代には一般化しており、地元民に騙されたりゆすられたりして金品を巻き上げられ、命をも失う帰国者が続出していた〔村上 2000〕。当時、海外への渡航や貿易が公式には禁止されており、地方官はそれを口実に帰国者を保護しなかったばかりか、ゆすりを働いたり、地元のごろつきと結託して帰国者を騙したりして、帰国者から金錢を奪うことも少なくなかった。華人の海外渡航・貿易を禁ずる法令は1894年1月に撤廃され、駐シンガポール清朝総領事が帰国者に対して保護証の発給を開始したものの、帰国後に犯罪に巻き込まれる者は跡を絶たなかつた。帰国者保護を命じた詔勅<sup>(注20)</sup>や、保商局<sup>(注21)</sup>を通じた官による帰国者の保護は、おしなべて失敗した。

シンガポールで発行されていた『叻報』は、中国での治安の悪さと官による保護の失敗を頻繁に報じた。中国で被害にあった場合、黙って怒りをこらえるか、被害調査を依頼して賄賂や多額の調査費用を要求されるなど余計な面倒を招くかのどちらかで、生きていくよりどころがないとの嘆きが聞かれた〔『叻報』1902.12.11〕。また「異国で築いた事業や財を子孫に伝えることのみを考え、故郷の地に足を踏み入れようとは思わない。中国への帰国は恐ろしい道である。これは、官が匪賊を捕えず、民心を安定しえないことに由来する。華人の心は日に日に中国から遠ざかりつつある」〔『叻報』1902.12.18〕との声も聞かれた。

官による保護に不信感を持った華人は、在地の有力商人に帰国者保護を期待した〔『檳城新

報』1899.12.1]。1904年1月に「商会簡明章程」が発布されると、商部と密接な関係を持つが、官が直接管理・運営しない民間組織としての商業会議所が中国各地に設立され始めた<sup>(注22)</sup>。これは、官ではなく民による帰国者保護の管理を求めていたマラヤ地域の華人の要望に沿うものであった。シンガポールとスランゴールの華人は「中華商務総会」と名乗り、商部という公権力与中国各地の商業会議所のネットワークとを結び、それらを通じて中国に逃亡した債務者の追及と、中国での安全確保を図ったのであった。

先に述べたようにペナンの華人は、自らが強制力を規定しうる商取引の監視・管理制度を必要とした。『破産条例年次報告』を見る限り、ペナンの華人破産者の逃亡はあまり顕著ではないが、中国各地を包括する商業会議所のネットワークを通じて債務者を追及し、自前の制度で裁判しうるなら、それはペナンの華人にとっても大きな利益であった。またペナンの華人は『檳城新報』を通して、中国における治安の悪さを認識していた。海外での事業活動は困難だが、中国に比べれば身辺の安全が確保しやすく、中国での事業活動は一万倍困難だとの論説もあった〔『檳城新報』1900.4.7〕。福建省泉州では、帰国者が多い地域で紛争が発生して一帯が荒廃し、帰国者が金銭を奪われる状況が恒常化したため、海外に戻る人が増加しつつあることなどが報じられていた〔『檳城新報』1903.6.11〕。ペナンの華人はシンガポールやスランゴールの華人と同様、「華人商務局」から「中華商務総会」に華語名称を改称し、商部という公権力与中国各地の商業会議所のネットワークとを結ぶことで、債務者の追及という中国に持ち越された問題と、中国での安全確保という中国で起こ

りうる問題の解消を試みたと考えられる。

1912年に中華民国が成立した際、福建省臨時政府や中央政府から省議会や参議院に「華僑議員」を推薦するよう依頼されたペナン華人商業会議所は、推薦者の選定に尽力した<sup>(注23)</sup>。この行動を本論の議論に即して解釈するなら、ペナンの華人は中国に代表を送り、福建省や中国のあり方に対する発言権を強め、安全に帰国できる状況を作り出そうと試みたと読むことができよう。その一方でペナン華人商業会議所は組織としてあるいは会員が個人として、ジョージタウンの行政運営の円滑化を掲げた納税者協会(Ratepayers' Association)<sup>(注24)</sup>や、海峡植民地総督に対してペナンの自治権の拡大と予算の増加を求めるペナン協会(Penang Association)<sup>(注25)</sup>に参加するなど、ペナンにおける様々な活動に活発に関与していた。ペナンの華人はペナン華人商業会議所を通じて、中国と海峡植民地双方において国家の管轄下にある社会の構成員として認知を受け、他の構成員と同等の資格で国家に対して発言しうるよう、国家や他の構成員に対して不断に働きかけていたのであった。

## 結論

ペナン華人商業会議所は、3つのレベルでペナンの華人にとって意義のある枠組みであった。第1に、商取引の慣行を共有してきた人々との間で、その慣行を改善すべく相互に商取引を監視・管理し、その強制力のあり方を自ら決定しうる枠組みであった。第2に、植民地政府と円滑な意思疎通を図るべく、海峡植民地の立法参事会にペナンの華人の代表を送り出す母体として期待された。また海峡植民地政府の調整力が

有効となる問題について情報を交換し、議論を行い、意見を統一し、政府の調整力を引き出すための枠組みでもあった。第3に、中国で起こうとする問題や中国に持ち越された問題を解決するために、中国の公権力である商部と、中国各地の商人のネットワークに結びつきうる枠組みであった。

前近代国家や植民地国家、国民国家など国家の形態を問わず、ほとんどの国家では、国家を構成する社会の一員として認知を受け、国家のあり方を決定する過程に公的なチャネルを通じて参与しうる人とそうでない人が存在する。国民国家においては理念上、ある国家の国民は皆平等に公的なチャネルを通じてその国家のあり方を決定する過程に参加しうるとされている。今日そのような関係を国家と結ぶとすれば、たいていは1つの国家としか関係が結べない。一方ペナンの華人はペナン華人商業会議所を通じて、清朝と海峡植民地双方において国家を構成する社会の一員として自己を位置づけ、国家のあり方に対して公的に発言しうる集団たろうと試みた。このような発想は、今日の国民国家システムではあまり受け入れられないものであろう。社会と国家との関係は、社会の成員に対する国家の政策によっても大きく変化しうるため、国家の政策をみる必要もある。これについては稿を改めて論じたい。

越境するペナンの華人は、国家の論理と異なる論理の中で生きていたのではなく、国家の論理に則して国家に関わることで自らにとってよりよい現状を作り出そうとし、社会の他の構成員との関係を構築しようとした。越境する人々の生き方に、現状を規定しているシステムと異なる何らかの新しいシステムを見出しうる可能

性もあるだろう。だが越境する人々の生き方から、既存のシステムを受け入れてそれに関わり、地道に現状に働きかけて現状を自らにとってよりよいものにしていこうとする試みを見出すこともできる。そのような姿には、自分自身が現状を規定しているシステムの一部であり、システムのあり方に影響を与える存在もあることを、改めて想起させられよう。

(注1) マラヤ地域では華語の名称は「華人商務局」、「中華商務總会」、「中華商務局」、「中華商会」など時代と場所によって様々である。その一方で英語名はほぼ一様に「地名+ Chinese Chamber of Commerce」であり、本論の扱う時期にはほとんど変更がない。本論は英語名称に基づき、「Chinese Chamber of Commerce」を「華人の商業会議所」ととらえ、「地名+華人商業会議所」という日本語を充てる。

(注2) Cheong Fatt Zte または Thio Thiau Siat (張兆燮), Chang Chin Hsun (張振勳) などとも表記される。チャンに関しては [Godley 1981] が詳しい。

(注3) 山本 (2003) は、1950~60年代の北ボルネオにおけるエスニック集団の形成過程を論じる中で華人に關しても論じている。その中で、木材輸出という外部との関係性を有効に利用するために北ボルネオという枠組みを受け入れこの議論において山本は「華人」として植民地政府と団体交渉を行うことにした華人と、「大陸反攻」を乗り切るために北ボルネオの共産化を防ぐ必要があり、そのためには北ボルネオに住む全ての人々の生活向上が必要だとし、北ボルネオの社会発展に貢献した華人の事例を通じて、「華僑」と「華人」を区別することの意義を問い合わせ、「華僑から華人へ」という視点の再考を提起している。

(注4) 富裕な海峡華人一族を出自とし、香港および上海で在地商人と欧米人など外國商人の仲介業に従事していた See Eew Lay (薛有礼 1851-1906年) が1881年にシンガポールで創刊した華語新聞 [Chen 1967, 24-53]。

(注5) リム・センハイが1895年に Criterion Press から刊行した華語新聞。

（注6）リム・センワイが1903年にCriterion Pressから刊行した英語新聞。香港のジャーナリストChesney Duncanが編集者。

（注7）福建系と広東系の紛争調停において影響力を低下させつあった広福宮に代わり、1881年に設立された。1880年7月にヨーロッパ人公会所（Town Hall）が設立されたことに影響を受けたとする指摘もある〔檳州華人大會堂特刊編輯委員會 1983〕。

（注8）香港の華人商業会議所は1900年設立だが、マニラのそれは1904年8月設立とされる。マニラの華人の商業会議所としてヨーが認識していたのは、1870年に設立され、マニラ華人商業会議所の前身となったGremio de Chinos (Chinese Guild) だと思われる〔Amyot 1973, 14〕。

（注9）1874年以降、イギリスはスルタンを首長とする4つのマレー王国（スランゴール、ペラ、パハン、スグリ・スンビラン）をそれぞれ保護国化し、1896年に植民地行政機構を統合してFederated Malay Statesを発足させた。今日のstate（マレー語でnegeri）は州に相当するが、本論で扱う時期にはスルタンを首長とする政府（kerajaan）を持つそれぞれ別個の国家（negeri）として認識されていた〔Ariffin 1993, 46〕。クランタン、クダー、トレングヌ、ブルリス、ジョホールなどイギリスの保護下にあるが“Federate”されてない“Malay States”もあった。本論はFederated Malay Statesを「イギリスの保護下にある複数のマレー王国のうち、統一の植民地行政機構の下に置かれた諸王国」としてとらえ、「連合マレー諸国」という訳を当てる。

（注10）なお19世紀末から20世紀初頭の海峡植民地の華人には、華人として集団性を維持することへのこだわりも見られた〔篠崎 2004b〕。

（注11）海峡植民地政府は、秘密結社の有力者を通じて華人コミュニティと意思疎通を図っていたが、1889年に秘密結社を非合法化した。この時、華人コミュニティと意思疎通を図る新たな場として、シンガポールとペナンに、華人護衛官を長とする華人諮詢局を設置した。1903年当時ペナンの華人諮詢局は、リム・ケックチュアンなど福建系5人、リョン・ロックヒンなど広東系2人、潮州系2人で構成された〔ARC

1903〕。

（注12）委員会は会長、副会長（いずれかが福建系の場合、もう一方は広東系）、事務局長、会計を含める16人の委員で構成された。委員は1企業1人のみで任期は12ヵ月とされ、毎年陰暦6月に総会を開いて委員を選出した。委員会はペナン華人商業会議所の運営全般を監督し、会則を制定・改定し、その解釈や適用を規定する権限を持っていた〔SE 1903.10.13〕。

（注13）会則は英語〔SE 1903.10.13〕と華語〔『檳城新報』1903.9.5; 9.7〕でそれぞれ作成された。

（注14）1869年にHoo Ah Kay（胡亜基）が任命されてから1923年まで、Seah Liang Seah（余連城：1883-1890年）、Tan Jiak Kim（陳若錦：1890-94年、1902-1915年）、Lim Boon Keng（林文慶：1894-1902年、1915-1921年）などシンガポールの華人が代々議員を務めた。

（注15）Criterion Pressは1902年に有限会社となり、常務取締役をリム・センワイが、理事をクア・ベンキーやコー・ジュートゥック、ゴー・ブンケンなどが務めた。

（注16）この会則の内容を示す資料は、今のところ確認していない。

（注17）これに関しては篠崎（2004a）で詳細に論じた。

（注18）「護照」は現代中国語では「パスポート、旅券」を意味する。今日の「パスポート」は外国で自国民の保護を受けるための文書であるが、自國・外国を問わず出入国を許可する「通行手形」としての役割がより一般的である。これに対して本論で扱う「護照」は「通行手形」としての役割ではなく、もっぱら「帰国時に身の安全を保障するための文書」を意味した。そのため本論では「護照」に「保護証」という訳語を充てる。

（注19）華人のほかにヨーロッパ人、ユーラシアン、アラブ人、インド人、マレー人などの人数も記録されているが、本稿の表では華人の人数のみを取り上げる。

（注20）帰国者保護を地方官に命じた詔勅は、1896年〔『檳城新報』1896.3.17〕、1901年〔『叻報』1901.10.11〕、1903年〔東華錄 1903a〕、1904年1月〔『檳城新報』1904.1.11〕、1905年5月〔東華錄 1905〕にそれぞれ發

布された。

(注21) 帰国者の保護を目的とした最初の公的機関で、1899年5月に廈門で設立された〔東華録 1899〕。福建省以外の沿海各省にも保商局の普及を促す詔勅が出され〔東華録 1899〕、同年9月末までに汕頭〔『叻報』1899.9.29〕で、1900年2月に広東〔『檳城新報』1900.4.2; 東華録 1899〕でそれぞれ設立された。だが廈門保商局は1899年11月以降財政難に陥り、1901年頃から様々な問題が指摘され、1903年12月頃廃止された。帰国者保護は商部が引き継いだ〔東華録 1903b〕。

(注22) 中国国内の商業会議所は、1904年に19箇所、1905年に36箇所、1906年に92箇所、1911年には約700箇所を数えた〔倉橋 1976a〕。これを主導したのは民か官かは議論が分かれるが、中国の商業会議所が官に監督されない民間の組織であるという認識は、研究者の間で一致している〔曾田 1975; 1991; 倉橋 1976a; 1976b; 陳 1996〕。

(注23) 福建省臨時省議会は、ペナン、ペラ、スランゴール、クダーからなるペナン選挙区を設置し、議員1名を送るよう依頼した。1912年4月末から5月中旬にかけて議員の選出が行われ、リム・センフィ、クア・ベンキー、コー・ジュートゥック、オン・ハンチョンは議員選出における中心的主体の一部であった。ペナンの華人は、自らの意向を議会に反映したいが議員となつて拘束されるのは嫌だと考えたのか、選出過程に深く関与したものの、自らが議員に選出されないよう図らった。上位当選者2人は事業を理由に辞退し、繰上げ当選者が議員に任命されたが、省議会に出席しなかつた〔『檳城新報』1912.3.13; 3.14; 4.4; 4.16; 4.19; 5.9; 5.11; 『叻報』1912.7.20〕。

(注24) 1895年頃から設立が試みられていた組織。1906年には華人商人のイニシアティブで設立直前までこぎつけたが、会費の金額を巡って華人商人とムスリム商人が決裂した。1910年9月に設立が実現し、ペナン華人商業会議所から1910年年次委員であったリム・センフィ、リヨン・ロックヒン、オン・ハンチョン、チュン・タイピン、クア・ベンキー、コー・ジュートゥック及びその他の年次委員が参加していた〔SE 1904.10.31; 12.6; 1905.1.9; 3.2; 1906.8.17; 1910.9.26; 11.14〕。

(注25) 海峽植民地総督に対して、「ペナンを運営する英國臣民」の利益を主張するために、1906年8月に設立された。「ペナンを運営する英國臣民」の中には「仏教徒、ムスリム、キリスト教徒」も「華人、マレー人、インド人、イギリス人」も含まれた〔SE 1906.8.31〕。西洋人商人が主導的役割を務め、執行部にコー・ジュートゥック、リム・ケックチュアン、リヨン・ロックヒンなどが就任した〔SE 1906.9.8; 9.11; 10.24; 10.25; 11.28〕。

## 文献リスト

### ＜日本語文献＞

- 可児弘明・游仲勲編 1995. 『華僑・華人——ボーダレスの世紀へ——』 東方書店。
- 金子芳樹 2001. 『マレーシアの政治とエスニシティ——華人政治と国民統合——』 晃洋書房。
- 倉橋正直 1976a. 「清末、商部の実業新興について」『歴史学研究』432（5月）1-14.
- 1976b. 「清末の商会と中国のブルジョアジー」『歴史学研究別冊特集——世界史の新局面と世界史像の再検討——』 438（11月）117-126.
- 篠崎香織 2004a. 「シンガポール華人商業会議所の設立（1906年）とその背景——移民による出身国での安全確保と出身国との関係強化——」『アジア研究』50(4)（10月）38-54.
- 2004b. 「シンガポールの華人社会における剪辯論争——異質な人々の中で集団性を維持するための諸対応——」『中国研究月報』58(10) No.680（10月）1-14.
- 曾田三郎 1975. 「商会の設立」『歴史学研究』422（7月）43-55.
- 1991. 「清末における『商戰』論の展開と商務局の設置」『アジア研究』38(1)（10月）47-78.
- 田中恭子 2002. 『移民と国家——東南アジア華人世界の変容——』 名古屋大学出版会。
- 陳天璽 2001. 『華人ディアスpora——華商のネットワークとアイデンティティ——』 明石書店。
- 陳来幸 1996. 「清末民初の商会と中国社会」『現代中国』

- (70) 172-185.
- 原不二夫 2001. 「マラヤ華僑と中国——帰属意識転換過程の研究——」龍溪書舎。
- 村上衛 2000. 「五港開港期廈門における帰国華僑」『東アジア近代史』(3) 112-130.
- 山本博之 2003. 「英領北ボルネオ（サバ）における民族形成」東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士論文。

<英語文献>

- Amyot, Jacaues, S.J. 1973. *The Manila Chinese: Familism in the Philippine Environment*. Quezon City: Institute of Philippine Culture, Ateneo de Manila University.
- Anthonisz, J. O. 1913. *Currency Reform in the Straits Settlements*. London: Richmond.
- Ariffin Omar. 1993. *Bangsa Melayu: Malay Concept of Democracy and Community 1945-1950*. Kuala Lumpur: Oxford University Press.
- Butcher, John G. and Dick Howard, eds. 1993. *The Rise and Fall of Revenue Farming: Business Elites and the Emergence of the Modern State in Southeast Asia*. New York: St. Martin's Press.
- Chen, Mong Hock 1967. *The Early Chinese Newspapers of Singapore 1881-1912*. Singapore: University of Malaya Press.
- Cohen, Robin. 1997. *Global Diasporas: An Introduction*. London: UCL Press.
- Cushman, Jennifer W. and Craig J. Reynolds eds. 1991. *Family and State: The Formation of a Sino-Thai Tin-mining Dynasty 1797-1932*. Singapore: Oxford University Press.
- Cushman, Jennifer W. and Wang Gungwu eds. 1988. *Changing Identities of the Southeast Asian Chinese since World War II*. Hong Kong: Hong Kong University Press.
- Lee, Kam Hing and Chow Mun Seong. 1997. *Biographical Dictionary of the Chinese in Malaysia*. Petaling Jaya: Pelanduk Publications.

- Godley, Michael R. 1981. *The Mandarin-capitalists from Nanyang: Overseas Chinese Enterprise in the Modernization of China 1893-1911*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Heng, Pek Koon. 1988. *Chinese Politics in Malaysia: A History of the Malayan Chinese Association*. Singapore: Oxford University Press.
- Roff, William R. 1972. *Bibliography of Malay and Arabic Periodicals: Published in the Straits Settlements and Peninsular Malay States 1876-1941*. London: Oxford University Press.
- Trocki, Carl A. 1990. *Opium and Empire: Chinese Society in Colonial Singapore, 1800-1910*. Ithaca: Cornell University Press.
- Wu, Xiao An 2003. *Chinese Business in the Making of a Malay State, 1882-1941*. London: Routledge.
- Yen, Ching-hwang. 2002. *The Ethnic Chinese in East and Southeast Asia: Business, Culture and Politics*. Singapore: Times Academic Press.
- Yong, C.F. 1992. *Chinese Leadership and Power in Colonial Singapore*. Singapore: Times Academic Press.
- (公文書)
- ARC 1903: Annual Report of Chinese Protectorate. 1903.
- CO273: Straits Settlements Original Correspondence, Colonial Office Record.
- CO273/164/324: "Extension of Privileges of Naturalization to Amoy." 5 December 1889.
- CO273/292/451: "Importation of Straits Dollars into Achin." 10 December 1903.
- CO273/299/7944: "Exportation of Straits Dollars." 10 February 1904.
- CO273/336/13662: "Memorial of Chinese Chamber of Commerce, Penang." 25 March 1908.
- Petition 1896: Petitions from Chinese in Singapore, Penang and Malacca regarding some of the Provisions of "The Bankruptcy Ordinance Amendment Bill". 1896.4.2.
- Report: Report on the Working of "The Bankruptcy

- Ordinance 1888". 1891-1910.  
 (新聞・雑誌)
- MM: *Malay Mail*.
- PG: *Penang Gazette and Straits Chronicle*.
- SCM 1905: "Our Penang Letter." *Straits Chinese Magazine* 9(4), Dec.
- SE: *Straits Echo*.
- ST: *Straits Times*.
- <中国語文献>
- 檳州華人大會堂特刊編輯委員會 1983.『檳州華人大會堂慶祝成立——百週年新廈落成開幕紀念特刊——』檳城 檳州華人大會堂。
- 陳劍虹 2003.「檳州中華總商會的百年發展」『檳州中華總商會 100 周年紀念特刊』43-46. 檳城 檳州中華總商會。
- 崔貴強 1990.『新馬華人國家認同的轉向 1945-1959』新加坡 南洋學會出版會。
- 李元瑾 2001.『東西文化的撞擊與新華知識分子的三種回應——邱菽園，林文慶，宋旺相的比較研究——』新加坡 新加坡國立大學中文系，八方文化企業公司聯合出版。
- 鄭永美 1978.「檳州中華總商會戰前史料」『檳州中華總商會贊禧紀念特刊 1903-1978』75-87. 檳城 檳州中華總商會。
- 莊國土 1989.『中國封建政府的華僑政策』廈門 廈門大學出版社.  
 (公文書)
- 東華錄 1899.『光緒朝東華錄』153 光緒二十五年四月  
 (1899年 5月10日～6月 7日).
- 1900.『光緒朝東華錄』158 光緒二十六年正月  
 (1900年 1月31日～2月 28日).
- 1903a.『光緒朝東華錄』178 光緒二十九年二月  
 (1903年 2月27日～3月 28日).
- 1903b.『光緒朝東華錄』184 光緒二十九年十一月  
 (1903年12月19日～1904年 1月16日).
- 1905.『光緒朝東華錄』193 光緒三十一年五月  
 (1905年 6月 3日～7月 2日).
- 商務官報 1907.『商務官報』丁未第一冊 光緒三十三年正月二十五日 (1907年 3月 9日).  
 (新聞・雑誌)
- 『檳城新報』  
 『叻報』
- [付記] 本稿は平成14年度国際交流基金次世代フェローシップ・プログラムの成果の一部である。記して謝意を表したい。  
 (東京大学大学院総合文化研究科博士課程, 2004年 4月19日受付, 2004年10月12日レフェリーの審査を経て掲載決定)